

## 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

### (目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人相和会の理事・監事・評議員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この基準でいう役員とは理事・監事・評議員をいう。

2 この基準でいう役員会とは、理事会・評議員会をいう。

### (役員報酬の考え方)

第3条 役員への報酬については、役員の地位にあることのみによっては、支給せず、原則無報酬とするが、以下のとおり、かかった費用を弁償することができる。

### (役員会への出席)

第4条 役員が役員会に出席したときは、交通費相当額の費用を弁償することができる。

### (役員の実務費用等)

第5条 役員が役員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、合理的に算定される実費費用等の弁償をすることができる。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立ち会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、合理的に算定される実費費用等を弁償することができる。

### (適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この基準を適用しない。

### (改正)

第7条 本基準の改廃については、評議員会の議決を経なければならない。

### 付則

この基準は、平成29年4月1日より適用する。